

合併協定進行管理(市民課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第10回協議会確認		記 事							
18	国民健康保険事業の取扱い	5	(整理番号)								
協定内容											
(5)保険給付事業の出産育児一時金は、現行のとおりとし、葬祭費は仁賀保町及び金浦町の例による。 出産資金貸付は、仁賀保町の例により新市において実施する。											
調整時期											
合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降	
				完了							
調整担当											
部名	市民部	課名	市民課								
例規調整状況											
例規調整完了											
廃止				-							
例規調整中				-							
				完了予定年月日 : 平成 年 月 日							
協定項目調整経過と内容及び問題点											
【調整経過】 出産育児一時金は、合併時に旧3町とも同じ30万円であり、そのまま現行どおり引き継いでいる。 葬祭費は、合併と同時に統一している。 出産資金貸付事業は、旧仁賀保町の例により、合併時から実施している。											
【内容】 葬祭費は、合併前は仁賀保と金浦が7万円、象潟が5万円でしたが、合併時から7万円に統一し実施している。 出産資金貸付事業は、出産育児一時金支給額の80%を上限に貸し付けしている。											
【問題点】											
協定項目の実施状況及び調整による合併効果											
【実施状況】 現在の出産育児一時金は、法律改正等により35万円として条例改正(平成18年10月1日施行)している。 現在の葬祭費は、法律改正等により5万円として条例改正(平成18年10月1日施行)している。 出産資金貸付事業は、合併時から実施している。											
【合併効果】 出産資金貸付事業については、未実施の旧金浦町・旧象潟町が整備されている。											